

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年1月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第59号

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条の2第1号中「同じ」を「特定婚姻」というに改め、同条第7号中「婚姻」を「特定婚姻」に改める。

第5条第1項中「長期譲渡所得の金額」の右に「(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)」を、「短期譲渡所得の金額」の右に「(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)」を加え、同条第2項第2号中「同項第8号の規定による控除を受けた者」の右に「(婚姻によらないで母となった女子であって、現に特定婚姻をしていないもののうち、扶養親族(法第292条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。)その他その者と生計を一にする親族(地方税法施行令第46条の2第2項に規定する者に限る。)を有する所得割(法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下この号において同じ。)の納税義務者(同項第13号に規定する合計所得金額が1,250,000円を超える者に限る。以下この号において同じ。)及び婚姻によらないで父となった男子であって、現に特定婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする親族(地方税法施行令第46条の2の2第2項に規定する者に限る。)を有し、かつ、同号に規定する合計所得金額が5,000,000円以下である所得割の納税義務者を含む。)」を加え、「同条第3項」を「法第314条の2第3項」に改め、「寡婦」の右に「(婚姻によらないで母となった女子であって、現に特定婚姻をしていないもののうち、扶養親族である子を有し、かつ、同号に規定する合計所得金額が5,000,000円以下である所得割の納税義務者を含む。)」を加える。

第7条第3項中「前条各号」を「前条第2項各号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定は、平成30年8月1日以後に京都市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第1項の規定による申請をした者（同年6月1日から同月30日までの間にこの規則による改正前の京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第7条第3項の規定による申請をした者を含む。）に係る同条例第2条第2項第3号に規定する所得の額の計算方法から適用し、同年8月1日前に同条例第3条第1項の規定による申請をした者（同年6月1日から同月30日までの間に改正前の規則第7条第3項の規定による申請をした者を除く。）に係る同号に規定する所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)